

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇告示 保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされる
 解除予定の保安林
 保安林予定森林の変更
 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日起きる翌日が休日は、その日とする)

鳥取県告示第二十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小 松 医 院	鳥取市今町一丁目一二八	昭和五十三年一月一日
岡 医 院	岩美郡福部村大字海士四七一―	"
土 井 医 院	東伯郡東郷町松崎六七六一四	昭和五十三年一月十二日
鈴 木 歯 科 医 院	米子市加茂町一丁目二	昭和五十三年一月六日
諏 訪 部 歯 科 診 療 所	東伯郡北条町大字弓原四〇六	"
ま す や 薬 局	米子市東倉吉町一二五一	昭和五十三年一月一日
や の 薬 局	境港市湊町二一五	昭和五十三年一月五日
新 納 歯 科 医 院	東伯郡赤崎町赤崎二〇一一六	"
米 子 市 角 盤 町 四 丁 目 一 六 一		昭和五十三年一月六日

鳥取県告示第二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
家森薬局	東伯郡赤崎町赤崎二〇一一六	昭和五十三年一月五日

鳥取県告示第二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
家森薬局	東伯郡赤崎町赤崎	二〇一一六	昭和五十三年一月五日
全国	平林鴻三	申出の都道府県名	申出の受理の年月日

鳥取県告示第二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
塩治悦子	鳥国薬第三六二号	昭和五十二年十二月九日
小林俊三	鳥国医第一、二三三三号	昭和五十二年十二月二十一日
米澤純夫	鳥国薬第三六三号	昭和五十二年十二月二十一日

鳥取県告示第二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所 倉吉市字打吹山三四四五の一（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的

名所及び旧跡の風致の保存
解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三十号

昭和五十一年二月鳥取県告示第百九号（保安林予定森林について）を次のとおり変更する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 鶴 三

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二九二、一〇七二の二九三、一〇七二の

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

鳥取県告示第三十一号

昭和五十二年十一月二十四日付けで河原町から申請のあつた土地改良（湯谷地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 鶴 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十二号

昭和五十二年十二月五日付けで中山町から申請のあつた土地改良（下市駅南地区農道補装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十七日

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
北条町役場

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十四号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十五号

地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十七日

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十六号

氣高町から申請のあつた町営土地改良（日光地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十七号

昭和五十二年十二月十五日付けで鳥取市から申請のあつた高草地区第一工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三十八号

昭和五十二年十二月十五日付けで鳥取市から申請のあつた高草地区第二工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とおり告示する。

昭和五十三年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

一 換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

昭和五十三年一月十八日から二十日間

- 一 縦覧に供する場所

鳥取市役所

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。